

## 十日町市日本遺産活用事業費補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市内の文化観光推進事業者が、十日町市の日本遺産ストーリー「究極の雪国とおかまち 一真説！豪雪地ものがたり」(以下、「日本遺産ストーリー」という。)を活用し、観光客に文化観光体験を提供するために係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則(平成17年十日町市規則第64号)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1)文化観光

有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源(以下、「文化資源」という。)の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光

#### (2)文化観光推進事業者

十日町市に係る文化観光の推進に関する事業を行うもの

#### (3)スノウリッチ\*スポット

日本遺産ストーリーを通じて当市の雪国文化や体験を紹介する、十日町市文化観光推進協議会認定の「スノウリッチ\*スマートガイド」が活動する施設

#### (4)新商品

観光客等への販売を目的として、新たに開発される食品や民・工芸品、体験コンテンツ等

#### (5)新商品開発

日本遺産ストーリーを活用して新商品を開発する事業

### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす個人、法人及び任意の団体とする。

(1)市内に本社、主たる事業所を有する市内の文化観光推進事業者、又は市長が相当と認める団体又は個人

(2)市税に滞納がないこと。複数による申請の場合は、全員に市税の滞納が無いこと。

(3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項の性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

(4)十日町市暴力団排除条例(平成24年十日町市条例第4号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

### (補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業は、補助対象者が、日本遺産ストーリーを用いて消費者等に販売・提供する商品、サービス等とする。また、スノウリッチ\*スポットが補助対象者となる場合は、日本遺産ストーリーのほか、それぞれの施設で作成しているサブストーリーを用いて消費者等に販売・提供するものを対象とする。

2 補助の対象となる事業は、消費者等に対して、日本遺産ストーリーを活用した商品・サ

ービス等を提供・販売するために必要なものとし、単に観光客等の利便性の向上に資するもの等は除くものとする。

(交付の対象)

第5条 この補助金の交付の対象となる事業種目及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものであり、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃貸借料、工事請負費、備品購入費、並びに負担金等を対象経費とする。ただし、その金額は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除外して算出するものとする。

(1) 新商品開発・販売枠 次のア又はイに該当するものをいう。

ア 日本遺産ストーリーを活用した新商品の開発又は日本遺産ストーリーを活用した既存商品の改良に要する経費。ただし、単に試作又は調査のみを行うことは対象としない。

イ 日本遺産ストーリーを活用した商品の販売基盤を構築するのに要する経費。

(2) 販売促進枠

日本遺産ストーリーを活用した商品・サービス等の販売促進に要する経費。

(3) キャンペーン等実施枠

日本遺産ストーリーを活用した取組等を広く周知するキャンペーン企画やイベント等の開催又は出展に要する経費。

(4) 展示・解説整備枠 次のア又はイに該当するものをいう。ただし、本事業で得られる成果物等は、原則として有償で観光客等へ提供するものとする。

ア 日本遺産ストーリーにまつわる展示・解説の作成

イ 展示設備の導入又はスペースの新設・改修

2 補助対象経費は、原則交付決定日から補助事業の実施期間内に発生するものとするが、当該補助金の申請年度の4月1日以降に発生した経費についても遡って補助対象とすることができる。

3 本事業で得られる成果物又は本事業の対象商品は、原則として、成果物等の目立つ箇所にスノウリッチロゴマークを付して、且つ日本遺産ストーリーやサブストーリーの全部または一部が伝わるものであること。その使用方法等については、日本遺産「究極の雪国とおかまち一真説！豪雪地ものがたりー」ロゴマーク等使用マニュアルに準じ、日本遺産「究極の雪国とおかまち一真説！豪雪地ものがたりー」ロゴマーク等使用申請書を併せて提出することとする。

4 その他、交付対象の対象となる経費の範囲については別表1及び別表2を参照すること。

(補助金額及び申請の条件)

第6条 この補助金の補助率及び補助金の上限の額は、下記の表の通りとする。この場合において、1,000円未満の額は、これを切り捨てる。

事業種目	補助率	補助上限額	採択基準等
新商品開発・販売枠	1/2	30万円	・同一の補助対象者

販売促進枠	※スノウリッチ*スポットが申請する場合は2/3	10万円	が同一の事業を2年連続して実施する場合は補助対象外。 ・同一の事業者が複数のキャンペーン企画に参加することは可能。
キャンペーン等実施枠	2/3 ※スノウリッチ*スポットのみ対象	5万円/回 ※同一年度内における上限10万円	
展示・解説整備枠	1/2 ※スノウリッチ*スポットが申請する場合は4/5	30万円	

2 補助事業（第9条の規定により補助金の交付を受けた事業をいう。以下同じ。）の実施期間は、同条の規定により補助金の交付の決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）の属する年度の4月1日から当該交付決定日の属する年度の3月31日までの間とする。

3 国県等ほかの補助金等の制度を併用する場合は、当該補助金の補助対象経費を対象外経費とすること。

4 交付申請をする前年度末時点でスノウリッチ\*スポットに認定されていない施設であっても、交付決定日の属する年度に十日町市文化観光推進協議会が実施する、スノウリッチ\*スマートガイド養成講座に申し込んでいる従業員がいればスノウリッチ\*スポットとみなす。ただし、実績報告時に認定を受けていることを条件とする。

（交付条件）

第7条 市長は、次に掲げる事項を条件として補助金を交付するものとする。

(1) 補助事業の内容及びそれに要する経費を変更（第12条に規定する軽微な変更を除く。）しようとする場合には、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業は申請年度内に実績報告書を提出できるものとする。それぞれの事業種目における事業の完了の定義は、下記の表のとおりとする。

事業種目	事業完了の定義
新商品開発・販売枠	・開発した商品が販売できる状態になっていること。
販売促進枠	・作成した販促物等が納品されていること。
キャンペーン等実施枠	・企画したキャンペーン等が終了していること。
展示・解説整備枠	・作成した展示・解説物等が納品されていること。 ・設備等の導入又は改修作業が終了していること。

（交付申請）

第8条 補助対象者は、十日町市日本遺産活用事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、書類を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、申請者に対し、十日町市日本遺産活用事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

（変更の承認等）

第10条 補助事業者（前条の規定により補助金の交付決定を受けたものをいう。以下同じ。）が第7条第1号又は第2号の承認を受けようとする場合は、あらかじめ十日町市日本遺産活用事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）又は十日町市日本遺産活用事業費補助金中止・廃止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の変更）

第11条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、書類を審査し、交付決定の変更の可否を判断し、承認する場合には、当該補助事業者に対し十日町市日本遺産活用事業費補助金変更承認通知書（様式第5号）又は十日町市日本遺産活用事業費補助金中止・廃止承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第12条 第7条第1号に定める軽微な変更とは、申請書に記載の事業の内容に異動が生じず、かつ、補助事業に要する経費の減少が20パーセント以内の変更とする。

（実績報告及び請求）

第13条 補助事業者は、事業が完了したときは、十日町市日本遺産活用事業費補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）により市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定と交付）

第14条 市長は、前条の提出を受けた場合は、提出された書類を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、十日町市日本遺産活用事業費補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による請求を受けたときは速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助金の交付を決定した後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 法令又はこの要領に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。

(4) スノウリッチ\*スポットとしての活動の実態が確認できないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助事業者に対し、十日町市日本遺産活用事業費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、十日町市日本遺産活用事業費補助金返還命令通知書（様式第10号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（報告）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、補助事業の成果等の必要な事項について十日町市日本遺産活用事業費補助金成果（進捗状況）書（様式第11号）により報告を求めることができる。

附 則

この要領は、令和6年5月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。